

社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会行動計画

職員がその能力を十分に発揮して働くことができる環境の整備と、仕事と子育てを両立することができる環境の整備を通して、すべての職員が働きやすい環境づくりを行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1：育児・介護休業法に基づく諸制度の周知

<対策>

- 令和2年5月～ 法人内幹部職員会議を通じ職員全員へ周知を図る

目標2：有給休暇を取得しやすい組織づくり

<対策>

- 令和2年4月～ 法人内幹部職員会議で、家族の出産や子どもの学校行事等に男女ともに積極的に有給休暇を取得できるよう調整を依頼
- 令和2年4月～ 連休等に加えて有給休暇を取得する「プラスワン休暇」の積極的な取得を推進